

社援発 0608 第 5 号
平成 30 年 6 月 8 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「生活保護法施行細則準則について」の一部改正について（通知）

今般、「生活保護法施行細則準則について」（平成 12 年 3 月 31 日社援第 871 号厚生省社会・援護局長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成 30 年 1 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう配意されたい。

○「生活保護法施行細則準則について」(平成12年3月31日社援第871号 厚生省社会・援護局長通知)

改正後	現行
<p>別紙</p> <p>「生活保護法施行細則」準則 生活保護法施行細則を下記のように定める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>平成12年3月 日</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事(市町村長) 氏 名</p> <p>○ 都道府県(市町村)規則第 号 生活保護法施行細則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第2条 法第19条第4項の規定により、法第24条から第28条まで、第30条から第37条の2まで、第48条第4項、第55条の7第1項及び第2項、第62条、第63条、第76条第1項、第77条第2項、第78条の2第1項、第80条及び第81条に規定する都道府県知事の保護の決定及び実施に関する権限について、法第55条の4第2項の規定により、法第55条の4第1項、第55条の6及び第78条の2第2項に規定する就労自立給付金の支給に関する権限について、<u>法第55条の5第2項の規定により、法第55条の5第1項及び第55条の6に規定する進学準備給付金の支給に関する権限について</u>、次の区分に掲げる地域につき、それぞれ当該各号の右欄に定める福祉事務所長、支庁長及び地方事務所長にこれを委任する。</p> <p>一 ○○福祉事務所管内××郡 ○○福祉事務所長</p> <p>二 ○○支庁管内××郡、××郡 ○○支庁長</p> <p>三 ○○地方事務所管内××郡</p> <p>但し、××郡××村字××の地域を除く。 ○○地方事務所長</p> <p>四 ○○福祉事務所管内××郡、××郡及び ○○福祉事務所管内××郡××村字××の地域 ○○福祉事務所長</p> <p>2 前項の規定により委任を受けた福祉事務所長、支庁長及び地方事務所長は、この規則においては、以下「福祉事務所長等」という。</p> <p>(備考) 市が本条の規定を設ける場合は、次のように改めて規定するものとする。 この場合において、この規則(第20条の規定を除く。)中、「福祉事務所長等」を「福祉事務所長」と読み替えるものとする。</p>	<p>別紙</p> <p>「生活保護法施行細則」準則 生活保護法施行細則を下記のように定める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>平成12年3月 日</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事(市町村長) 氏 名</p> <p>○ 都道府県(市町村)規則第 号 生活保護法施行細則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第2条 法第19条第4項の規定により、法第24条から第28条まで、第30条から第37条の2まで、第48条第4項、第55条の6第1項及び第2項、第62条、第63条、第76条第1項、第77条第2項、第78条の2第1項、第80条及び第81条に規定する都道府県知事の保護の決定及び実施に関する権限について、法第55条の4第2項の規定により、法第55条の4第1項、第55条の5及び第78条の2第2項に規定する就労自立給付金の支給に関する権限について、次の区分に掲げる地域につき、それぞれ当該各号の右欄に定める福祉事務所長、支庁長及び地方事務所長にこれを委任する。</p> <p>一 ○○福祉事務所管内××郡 ○○福祉事務所長</p> <p>二 ○○支庁管内××郡、××郡 ○○支庁長</p> <p>三 ○○地方事務所管内××郡</p> <p>但し、××郡××村字××の地域を除く。 ○○地方事務所長</p> <p>四 ○○福祉事務所管内××郡、××郡及び ○○福祉事務所管内××郡××村字××の地域 ○○福祉事務所長</p> <p>2 前項の規定により委任を受けた福祉事務所長、支庁長及び地方事務所長は、この規則においては、以下「福祉事務所長等」という。</p> <p>(備考) 市が本条の規定を設ける場合は、次のように改めて規定するものとする。 この場合において、この規則(第20条の規定を除く。)中、「福祉事務所長等」を「福祉事務所長」と読み替えるものとする。</p>

(委任)

第2条 法第19条第4項の規定により、法第24条から第28条まで、第30条から第37条の2まで、第48条第4項、第55条の7第1項及び第2項、第62条、第63条、第76条第1項、第77条第2項、第78条の2第1項、第80条及び第81条に規定する市町村の保護の決定及び実施に関する権限について、法第55条の4第2項の規定により、法第55条の4第1項、第55条の6及び第78条の2第2項に規定する就労自立給付金に関する権限について、法第55条の5第2項の規定により、法第55条の5第1項及び第55条の6に規定する進学準備給付金の支給に関する権限について、次の区分に掲げる地域につき、それぞれ当該各号の右欄に定める福祉事務所にこれを委任する。

- 一 〇〇区 〇〇福祉事務所長
- 二 〇〇区 〇〇福祉事務所長

第3条～第23条 (略)

(進学準備給付金申請書)

第24条 施行規則第18条の9第1項の規定による進学準備給付金の支給の申請の様式の標準は、様式第30号とする。

(備考) 本条は、施行規則において申請様式の標準を示す場合の例文である。

(進学準備給付金決定調書)

第25条 法第55条の5第1項の規定により進学準備給付金を支給するときの決定調書は、様式第31号によるものとする。

(進学準備給付金決定通知書)

第26条 法第55条の5第1項の規定により進学準備給付金を支給するときは、様式第32号により通知するものとする。

(徴収金等支払申出書)

第27条 第78条の2第1項又は第2項の規定により保護費又は就労自立給付金から法第78条に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出様式の標準は、様式第33号とする。

様式第1号～様式第29号 (略)

(委任)

第2条 法第19条第4項の規定により、法第24条から第28条まで、第30条から第37条の2まで、第48条第4項、第55条の6第1項及び第2項、第62条、第63条、第76条第1項、第77条第2項、第78条の2第1項、第80条及び第81条に規定する市町村の保護の決定及び実施に関する権限について、法第55条の4第2項の規定により、法第55条の4第1項、第55条の5及び第78条の2第2項に規定する就労自立給付金に関する権限について、次の区分に掲げる地域につき、それぞれ当該各号の右欄に定める福祉事務所にこれを委任する。

- 一 〇〇区 〇〇福祉事務所長
- 二 〇〇区 〇〇福祉事務所長

第3条～第23条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(徴収金等支払申出書)

第24条 第78条の2第1項又は第2項の規定により保護費又は就労自立給付金から法第78条に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出様式の標準は、様式第30号とする。

様式第1号～様式第29号 (略)

年 月 日

進学準備給付金申請書

長 殿

申請者 住所又は居所
(大学等に進学する者) 氏名 印

進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 _____
 - 2 大学等に進学する者の生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 - 3 進学先
学校名 _____
 - 4 進学後の居住先 (該当する□にチェックを入れてください。)
 大学等進学前の住宅と同じ
 転居により大学等進学前と異なる住居に居住 (居住 (予定) 地を記載してください。)
 居住 (予定) 地 _____
 - 5 関係書類
 - (1) 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
 - ・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - ・ 入学金延納 (進学後に納付すること) を申請した書類の写し
 - ・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 - (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 - (3) その他支給決定にあたり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。
 - 6 進学準備給付金振込先 (大学等に進学する者の口座に限ります。)
 金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
 (該当する金融機関の種類に○をしてください。)
 支 店 名 _____ 支店 (ゆうちょ銀行除く)
 記 号

--	--	--	--	--

 支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)
 預 金 種 類 普通預金 当座預金
 (該当する□にチェックを入れてください。)
 口 座 番 号

--	--	--	--	--	--	--	--

 (右につめてご記載ください。)
 (カ ナ)
 口座名義人 _____
- ※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

様式第 31 号

(新設)

進学準備給付金決定調書										
ケース番号		対象者氏名				世帯主氏名				
決 判	年 月 日		稟 議	所 長	課 長	指 導 員	施 行	起案		年 月 日
								担当員		
進学準備給付金決定伺										
調書のとおり決定してよろしいか。なお御決裁の上は例文により通知してよろしいか。										
進 学 準 備 給 付 金 決 定 欄										
支給額 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">円</div> (進学先) (進学後の居住先)										
不 支 給 の 理 由										
進 学 準 備 給 付 金 を 支 給 す る 場 合 、 支 給 日 及 び 支 給 方 法										

発第 号
年 月 日

殿

福祉事務所長

進学準備給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による進学準備給付金を、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 支給の可否
 支給
 不支給

- 進学準備給付金を支給する場合、支給額、支給日、支給方法
支給額 円
支給日 年 月 日

- 不支給の場合、その理由

(備考)

- (1) この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由
- (2) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- (3) 上記(2)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (4) 進学準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

様式第 33 号

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を
徴収金の納入に充てる旨の申出書

私は、不実の申告など不正な手段により保護を受けた場合は、生活保護法第78条の2に基づき、交付される保護金品等(保護費(金銭給付されるものに限る。))及び就労自立給付金をいう。以下同じ。)の額から、生活保護法第78条に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払いに充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

記

- 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第78条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること
- 徴収金の支払いに際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払いに充てること

平成 年 月 日

住 所
氏 名

福祉事務所長 殿

平成 年 月 日

私は、本申出に基づき、 年 月分からの保護金品等より毎月 円
を 年 月 日付費用徴収決定通知による法第78条の規定に基づく徴収金の
支払いに充てるものとします。

様式第 30 号

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を
徴収金の納入に充てる旨の申出書

私は、不実の申告など不正な手段により保護を受けた場合は、生活保護法第78条の2に基づき、交付される保護金品等(保護費(金銭給付されるものに限る。))及び就労自立給付金をいう。以下同じ。)の額から、生活保護法第78条に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払いに充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

記

- 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第78条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること
- 徴収金の支払いに際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払いに充てること

平成 年 月 日

住 所
氏 名

福祉事務所長 殿

平成 年 月 日

私は、本申出に基づき、 年 月分からの保護金品等より毎月 円
を 年 月 日付費用徴収決定通知による法第78条の規定に基づく徴収金の
支払いに充てるものとします。